

吹田市国民健康保険条例現行・改正後対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 後
<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第8条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第9条 保険料の賦課額のうち<u>一般被保険者(法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等(以下「退職被保険者等」という。)</u>以外の被保険者をいう。以下同じ。)に係る基礎賦課額(第16条の2第1項から第3項まで、第16条の5第1項及び第2項、同条第4項及び第5項、第16条の6第1項から第3項まで並びに同条第6項から第8項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア <u>一般被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに一般被保険者に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</u></p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第22条の規定により読み替えられた法</p>	<p>(保険料の賦課額)</p> <p>第8条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額(国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。<u>以下「政令」という。</u>)第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。)及び後期高齢者支援金等賦課額(同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。)並びに介護納付金賦課被保険者(同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金賦課額(同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。)の合算額とする。</p> <p>(基礎賦課総額)</p> <p>第9条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額(第16条の2第1項から第3項まで、第16条の5第1項及び第2項、同条第4項及び第5項、第16条の6第1項から第3項まで並びに同条第6項から第8項までの規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度におけるアからカまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア 療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において</p>

現 行	改 正 後
<p>第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(一般被保険者に係るものに限り、大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ } 〽 } オ }</p> <p>カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 法附則第2.2条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p>	<p>負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。))及び介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ } 〽 } オ }</p> <p>カ その他国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用及び国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。))を除く。)の額</p> <p>(2) 当該年度におけるアからエまでに掲げる額の合算額</p> <p>ア -----略-----</p> <p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下この号において同じ。))に係るものを除く。))及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金の額(法第82条の3第1項の規定により大阪府が市町村標準保険料率を算定する場合において控除する部分があるときは、その額を控除した額。エにおいて同じ。))</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1</p>

現 行	改 正 後
<p>において同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額</p> <p>ウ 法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用(法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。以下同じ。)に係るものを除く。)の額(法第82条の3第1項の規定により大阪府が市町村標準保険料率を算定する場合において控除する部分があるときは、その額を控除した額。エにおいて同じ。)</p> <p>エ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金並びに法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金(退職被保険者等に係る療養の給付等に要する費用に係るものに限る。)を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る基礎賦課額は、その世帯に属する一般被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。この場合において、一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属するときは、当該世帯は一般被保険者の属する世帯とみなして、世帯別平等割額を算定するものとする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条第1項の所得割額は、一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに国民健康保険法施行令第27条の2第1項</p>	<p>項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(基礎賦課額)</p> <p>第10条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、その世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>(基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第11条 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法(昭和25年法律第226号)第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに政令第27条の2第1項第1号に規定する他の所得と区分して</p>

現 行	改 正 後
<p>第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } ----- 略 -----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア ----- 略 -----</p> <p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>一般被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 } ----- 略 -----</p> <p>3 }</p> <p><u>（退職被保険者等に係る基礎賦課額）</u></p>	<p>計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の合計額から同法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>2 ----- 略 -----</p> <p>（基礎賦課額の保険料率）</p> <p>第12条 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } ----- 略 -----</p> <p>(2) }</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア ----- 略 -----</p> <p>イ 特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当したことにより被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属する者をいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定世帯」という。） アの額に2分の1を乗じて得た額</p> <p>ウ 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する<u>被保険者</u>が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（他の被保険者がいない世帯に限る。以下「特定継続世帯」という。） アの額に4分の3を乗じて得た額</p> <p>2 } ----- 略 -----</p> <p>3 }</p>

現 行	改 正 後
<p>第12条の2 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る基礎賦課額は、その世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>2 第10条第2項の規定は、前項の基礎賦課額について準用する。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の所得割額の算定)</p> <p>第12条の3 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総所得金額等に第12条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の被保険者均等割額の算定)</p> <p>第12条の4 第12条の2第1項の被保険者均等割額は、第12条第1項の被保険者均等割額と同額とする。 (退職被保険者等に係る基礎賦課額の世帯別平等割額の算定)</p> <p>第12条の4の2 第12条の2第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の世帯別平等割額について準用する。 (基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の5 第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額(一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第10条第1項の基礎賦課額と</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第12条の2 第10条第1項の基礎賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく基礎賦課額の</p>

現 行	改 正 後
<p>第12条の2第1項の基礎賦課額との合算額。第16条の2第1項において同じ。)は、<u>650,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の5の2 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の5第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項及び第5項、第16条の6第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに同条第9項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「<u>後期高齢者支援金等賦課総額</u>」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、<u>一般被保険者に係るもの</u>に限る。以下この号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の2第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額)</p>	<p>限度額を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課総額)</p> <p>第12条の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額(第16条の2第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の5第3項において読み替えて準用する同条第1項及び第2項、同条第6項において読み替えて準用する同条第4項及び第5項、第16条の6第4項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで並びに同条第9項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(大阪府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項、<u>第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項</u>の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課額)</p>

現 行	改 正 後
<p>第12条の5の3 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する<u>一般被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額（一般被保険者と退職被保険者等とが同一の世帯に属する場合には、当該世帯を一般被保険者の属する世帯とみなして算定した世帯別平等割額）</u>の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条の5の4 前条第1項の所得割額は、<u>一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p>（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第12条の5の5 <u>一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) } -----略----- 5 } (3) }</p> <p>2</p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額）</p> <p>第12条の5の6 保険料の賦課額のうち退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する退職被保険者等につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額（退職被保険者等と一般被保険者とが同一の世帯に属する場合には、所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額）とする。</p> <p>2 第10条第2項の規定は、前項の後期高齢者支援金等賦課額について準用する。</p> <p>（退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の所得割の算定）</p> <p>第12条の5の7 前条第1項の所得割額は、退職被保険者等に係る基礎控除後の総</p>	<p>第12条の4 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額並びに当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合算額とする。</p> <p>2 -----略-----</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定）</p> <p>第12条の5 前条第1項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第12条の5の2 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) } -----略----- 5 } (3) }</p> <p>2</p>

現 行	改 正 後
<p>所得金額等に第12条の5の5第1項の所得割の保険料率を乗じて算定する。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の被保険者均等割額の算定)</u> 第12条の5の8 第12条の5の6第1項の被保険者均等割額は、第12条の5の5第1項の被保険者均等割額と同額とする。 <u>(退職被保険者等に係る後期高齢者支援金等賦課額の世帯別平等割額の算定)</u> 第12条の5の9 第12条の5の6第1項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 次号及び第3号に掲げる世帯以外の世帯 第12条の5の5第1項第3号アに定めるところにより算定した額</p> <p>(2) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者の属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の5の5第1項第3号イに定めるところにより算定した額</p> <p>(3) 特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する退職被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。) 第12条の5の5第1項第3号ウに定めるところにより算定した額</p> <p>2 第12条第2項の規定は、前項の世帯別平等割額について準用する。 (後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の5の10 第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額(一般被保険者等と退職被保険者とが同一の世帯に属する場合には、第12条の5の3第1項の後期高齢者支援金等賦課額と第12条の5の6第1項の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第16条の2第4項において準用する同条第1項において同じ。)は、<u>220,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項におい</p>	<p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第12条の5の3 第12条の4第1項の後期高齢者支援金等賦課額は、大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく後期高齢者支援金等賦課額の限度額を超えることができない。</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第12条の6 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条の2第5項におい</p>

現 行	改 正 後
<p>て読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで及び同条第10項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「<u>介護納付金賦課総額</u>」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 介護納付金賦課額は、<u>170,000円</u>を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは国</p>	<p>て読み替えて準用する同条第1項から第3項まで、第16条の6第5項において読み替えて準用する同条第1項から第3項まで及び同条第10項において読み替えて準用する同条第6項から第8項までの規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) -----略-----</p> <p>(2) 当該年度におけるア及びイに掲げる額の合算額</p> <p>ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額</p> <p>イ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額</p> <p>(介護納付金賦課限度額)</p> <p>第12条の10 介護納付金賦課額は、<u>大阪府が法第82条の3第3項の規定による通知を行つた日において施行されていた政令の規定に基づく介護納付金賦課額の限度額</u>を超えることができない。</p> <p>(賦課期日後において納付義務の発生、消滅又は被保険者数の異動等があつた場合)</p> <p>第16条 保険料の賦課期日後において、納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは政</p>

現 行	改 正 後
<p>民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第12条の2の額、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第6項各号（同条第9項又は第10項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額（1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅し、1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第10条若しくは第12条の2の額、第12条の5の3若しくは第12条の5の6の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の5第1項に定める第12条第1項若しくは第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号に定める額若しくは第16条の6第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額（1世帯に属</p>	<p>令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等（以下「特例対象被保険者等」という。）となつた場合における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額、第16条の5第1項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号（同条第6項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは第16条の6第1項各号（同条第4項又は第5項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額若しくは同条第6項各号（同条第9項又は第10項において読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。）に定める額（1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納付義務が発生し、1世帯に属する被保険者数が増加し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割をもつて行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後において、納付義務が消滅し、1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合における当該納付義務者に係る第10条の額、第12条の4の額若しくは第12条の7の額又は次条第1項各号に定める額、第16条の5第1項に定める第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額若しくは第16条の5第4項第1号に定める額若しくは第16条の6第1項各号に定める額若しくは同条第6項各号に定める額（1世帯に属する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。）の算定は、それぞれその納</p>

現 行	改 正 後
<p>する被保険者数が減少し、又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた場合にあつては、それぞれ世帯別平等割額に係る部分を除く。)の算定は、それぞれその納付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合には、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者若しくは特例対象被保険者等でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。))の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の</p>	<p>付義務が消滅し、若しくは1世帯に属する被保険者数が減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅し、又は1世帯に属する被保険者数が減少した場合には、その消滅し、又は減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)又は1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者でなくなつた日の属する月の前月まで、月割をもつて行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額(次項において「軽減額」という。)を減額して得た額(当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(以下この項において「世帯主等」という。)につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法(昭和40年法律第33号)第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び政令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額(以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。))の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の</p>

現 行	改 正 後
<p>金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数（<u>同令</u>第29条の7第5項第1号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。）が2以上の場合にあつては、同法第314条の2第2項第1号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>290,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて<u>同号</u>に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた</p>	<p>数（<u>政令</u>第29条の7第5項第1号に規定する給与所得者等の数をいう。以下この項において同じ。）が2以上の場合にあつては、同法第314条の2第2項第1号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>295,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } -----略-----</p> <p>(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた額）に、<u>545,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する</p>

現 行	改 正 後
<p>額)に、<u>535,000円</u>に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } 2 } 3 }</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第10条第1項又は第12条の2第1項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項</u>」と、「<u>第12条の5</u>」とあるのは「<u>第12条の5の10</u>」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「<u>第12条第2項及び第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の5第2項</u>において準用する第12条第2項及び第3項又は第12条の5の9第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「<u>第10条第2項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項</u>において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第10条第1項又は第12条の2第1項</u>」とあるのは「<u>第12条の7第1項</u>」と、「<u>第12条の5</u>」とあるのは「<u>第12条の10</u>」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「<u>介護納付金賦課限度額</u>」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、第2項中「<u>第12条第2項及び第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の9第2項</u>において準用する第12条第2項及び第3</p>	<p>被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額</p> <p>ア } イ } 2 } 3 }</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第10条第1項</u>」とあるのは「<u>第12条の4第1項</u>」と、「<u>第12条の2</u>」とあるのは「<u>第12条の5の3</u>」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課限度額</u>」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「<u>後期高齢者支援金等賦課額</u>」と、第2項中「<u>第12条第2項及び第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の2第2項</u>において準用する第12条第2項及び第3項」と、前項中「<u>第10条第2項</u>」とあるのは「<u>第12条の4第2項</u>において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第10条第1項</u>」とあるのは「<u>第12条の7第1項</u>」と、「<u>第12条の2</u>」とあるのは「<u>第12条の10</u>」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「<u>介護納付金賦課限度額</u>」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「<u>介護納付金賦課額</u>」と、第2項中「<u>第12条第2項及び第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の9第2項</u>において準用する第12条第2項及び第3項」と、第3項中「<u>第10条第2項</u>」とあるのは「<u>第12条の7第2項</u>において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p>

現 行	改 正 後
<p>項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第16条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「国民健康保険法施行令」とあるのは「同令」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項、第4項又は第5項」とあるのは「地方税法第313条第3項、第4項又は第5項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第1項又は第12条の4の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額とする。</p>	<p>(特例対象被保険者等に係る特例)</p> <p>第16条の3 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第11条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第11条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合における当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとし、)」と、「同法第313条第3項、第4項又は第5項」とあるのは「地方税法第313条第3項、第4項又は第5項」と、「所得税法(昭和40年法律第33号)」とあるのは「所得税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の5 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)を控除して得た額とする。</p>

現 行	改 正 後
<p>2 -----略-----</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第12条第1項又は第12条の4</u>」とあるのは「<u>第12条の5の5第1項又は第12条の5の8</u>」と、第2項中「<u>第12条第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の5第2項</u>において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) <u>第12条第1項又は第12条の4</u>の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>5</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項第1号中「<u>第12条第1項又は第12条の4</u>」とあるのは「<u>第12条の5の5第1項又は第12条の5の8</u>」と、第5項中「<u>第12条第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の5第2項</u>において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（<u>国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号</u>に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額</p>	<p>2 -----略-----</p> <p>3 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「<u>第12条第1項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の2第1項</u>」と、第2項中「<u>第12条第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の2第2項</u>において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>4 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第1項の規定にかかわらず、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。</p> <p>(1) 第12条第1項の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に第16条の2第1項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号アに掲げる割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額）を控除して得た額</p> <p>(2) } -----略-----</p> <p>5</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第4項第1号中「<u>第12条第1項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の2第1項</u>」と、第5項中「<u>第12条第3項</u>」とあるのは「<u>第12条の5の2第2項</u>において準用する第12条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の6 当該年度において、世帯に出産被保険者（<u>政令第29条の7第5項第8号</u>に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。）がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項</p>

現 行	改 正 後
<p>は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } 2 } 3 }</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の5の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の5第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう。以下」とあるのは「（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の5」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務</p>	<p>の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の2の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } 2 } 3 }</p> <p>4 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「第10条第1項」とあるのは「第12条の4第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の5の3」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の5の2第2項において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の4第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>5 第1項から第3項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「をいう。以下」とあるのは「（介護納付金賦課被保険者である者に限る。）をいう。以下この項において」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「第12条の2」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第2項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第3項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>6 当該年度において、第16条の2第1項の規定により保険料を減額する納付義務者の世帯に出産被保険者がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第</p>

現 行	改 正 後
<p>者の世帯に出産被保険者がいる場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第1項の規定にかかわらず、当該減額後の第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } ----- 略 -----</p> <p>7 } 8 }</p> <p>9 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「<u>第12条の5の3第1項又は第12条の5の6第1項</u>」と、「<u>第12条の5</u>」とあるのは「<u>第12条の5の10</u>」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「<u>第12条の5の5第2項</u>」において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「<u>第12条の5の3第2項又は第12条の5の6第2項</u>」において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「第10条第1項又は第12条の2第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「<u>第12条の5</u>」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第8項中「第10条第2項」とあるのは「第12</p>	<p>10条第1項の基礎賦課額から、次の各号の合算額を減額して得た額（当該減額して得た額が<u>第12条の2</u>の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。</p> <p>(1) } (2) } ----- 略 -----</p> <p>7 } 8 }</p> <p>9 前3項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「第10条第1項」とあるのは「<u>第12条の4第1項</u>」と、「<u>第12条の2</u>」とあるのは「<u>第12条の5の3</u>」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「<u>第12条の5の2第2項</u>」において準用する第12条第2項」と、前項中「第10条第2項」とあるのは「<u>第12条の4第2項</u>」において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p>10 第6項から第8項までの規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第6項中「に出産被保険者」とあるのは「に出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。））」と、「第10条第1項」とあるのは「第12条の7第1項」と、「<u>第12条の2</u>」とあるのは「第12条の10」と、「基礎賦課限度額」とあるのは「介護納付金賦課限度額」と、同項各号中「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、第7項中「第12条第2項」とあるのは「第12条の9第2項において準用する第12条第2項」と、第8項中「第10条第2項」とあるのは「第12条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。</p>

現 行	改 正 後
条の7第2項において準用する第10条第2項」と読み替えるものとする。	